

地方交付税法等の一部を改正する法律 参照条文

目 次

| | |
|--|----|
| 一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄） | 14 |
| 二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法 （昭和二十五年法律第二百十一号）（抄） | 16 |
| 三 地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四号）（抄） | 14 |
| 四 東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律 （平成二十三年法律第四十一号）（抄） | 17 |
| 五 学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）による改正後の学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）（抄） | 18 |
| 六 学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）による改正後の 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄） | 19 |
| 七 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄） | 22 |
| 八 地方公共団体金融機関法（平成十九年法律第六十四号）（抄） | 24 |
| 九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） | 26 |
| 十 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄） | 27 |
| 十一 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）による改正前の地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）（抄） | 28 |
| 十二 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）（抄） | 28 |
| 十三 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第二百六十号）による改正前的地方財政法 （昭和二十三年法律第二百九号）（抄） | 29 |

| | | |
|----|--------------------------------------|----|
| 十四 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄） | 30 |
| 十五 | 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄） | 31 |
| 十六 | 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）（抄） | 33 |
| 十七 | 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄） | 35 |
| 十八 | 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）（抄） | 36 |

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

（総務大臣の権限と責任）

第四条 総務大臣は、この法律を実施するため、次に掲げる権限と責任とを有する。

一 毎年度分として交付すべき交付税の額を見積ること。

二 各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。

三 第十条、第十五条、第十九条又は第二十条の二に規定する場合において、各地方団体に対する交付税の額を変更し、減額し、又は返還させること。

四 第十八条に定める地方団体の審査の申立てを受理し、これに対する決定をすること。

五 第十九条第七項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）に定める異議の申出を受理し、これに対する決定をすること。

六 第二十条に定める意見の聴取を行うこと。

七 交付税の総額の見積り及び各地方団体に交付すべき交付税の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。

八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況を把握し、交付税制度の運用について改善を図ること。

九 前各号に定めるもののほか、この法律に定める事項

（交付税の総額）

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額の百分の二十二・三並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

2 每年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の二十二・三並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付す

べきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

(特別交付税の額の変更等)

第六条の三 每年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 每年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
- ロ 使用料及び手数料

ハ 起債額

二 国庫支出金

ホ 雜収入

二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
- ロ 国庫支出金に基く経費の総額
- ハ 地方債の利子及び元金償還金

(普通交付税の額の算定)

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合には、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×（（財源不足額の合算額－普通交付税の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額）

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。

但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

5 第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

6 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

(基準財政需要額の算定方法)

第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位との単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

（基準財政収入額の算定方法）

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額から同法第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされるゴルフ場利用税交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第二百四十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税（以下「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃

料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第八項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付

金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する率、市町村交付金にあつては同項に規定する率の百分の七十五に相当する率とする。

- 3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

| 地方団体の種類 | 収入の項目 | 基準税額等の算定の基礎 |
|---------|------------------|--|
| 道府県 | 一 道府県民税 | 前年度分の均等割の課税の基礎となつた納稅義務者数 |
| | 1 均等割 | 前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額 |
| | 2 所得割 | 当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額 |
| | 3 法人税割 | 前年度の利子割の課税標準等の額 |
| | 4 利子割 | 前年度の配当割の課税標準等の額 |
| | 5 配当割 | 前年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額 |
| | 6 株式等譲渡所得割 | 前年度分の個人の事業税の課税の基礎となつた課税標準の数値及び納稅義務者数 |
| 二 事業税 | 1 個人の行う事業に対する事業税 | 当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値 |
| | 2 法人の行う事業に対する事業税 | 前年度の譲渡割の課税標準等の額 |
| 三 地方消費税 | 1 譲渡割 | 前年度の貨物割の課税標準等の額 |
| | 2 貨物割 | 前年度の貨物割の課税標準等の額 |

| | |
|-------------------|--|
| 四 不動産取得税 | 前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額 |
| 五 道府県たばこ税 | 前年度の道府県たばこ税の課税標準数量 |
| 六 ゴルフ場利用税 | 当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員 |
| 七 自動車取得税 | 前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取 得件数 |
| 八 軽油引取税 | 前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量 |
| 九 自動車税 | 当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数 |
| 十 鉱区税 | 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する 鉱業原簿に登録されている鉱区の面積（地方税法附則第十三条に規 定する鉱区にあつては、当該鉱区に係る河床の延長）及び日本国と 大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚 <small>だな</small> の南部の共同開発に関する特 別協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別 措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条に規定する特定 鉱業原簿に登録されている共同開発鉱区の面積 |
| 十一 固定資産税 | 当該道府県の区域内における地方税法第三百四十九条の四に規定す る大規模の償却資産又は同法第三百四十九条の五に規定する新設大 規模償却資産で同法第七百四十条の規定により当該道府県が固定資 産税を課することができるものに係る当該年度の固定資産税の課税 標準となるべき額の合計額から同法第三百四十九条の四又は第三百 四十九条の五の規定により市町村が課することができる固定資産税 の課税標準額を控除した額 |
| 十二 市町村たばこ税都道府県交付金 | 当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標 準 |

| | | | | |
|------|---------|---|--|---|
| | | | 市町村 | |
| | | | 一 市町村民税 | <p>十三 地方揮発油譲与税</p> <p>十四 石油ガス譲与税</p> <p>十五 航空機燃料譲与税</p> <p>十六 都道府県交付金</p> |
| 1 土地 | 二 固定資産税 | <p>1 均等割</p> <p>2 所得割</p> <p>3 法人税割</p> | <p>前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数</p> <p>前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額</p> <p>当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額</p> | <p>前年度の地方揮発油譲与税の譲与額</p> <p>前年度の石油ガス譲与税の譲与額</p> <p>前年度の航空機燃料譲与税の譲与額</p> <p>前年度の都道府県交付金</p> <p>前年度の地方揮発油譲与税の譲与額</p> <p>前年度の石油ガス譲与税の譲与額</p> <p>前年度の航空機燃料譲与税の譲与額</p> <p>前年度の都道府県交付金</p> |

2 家屋

当該市町村における家屋の一平方メートル当たりの平均価格及び床面積

3 償却資産

(1) 地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの

当該配分額

(2) その他の償却資産

当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額

当該市町村の区域内に定置場を有する軽自動車の種類別の台数

前年度の市町村たばこ税の課税標準数量

鉱物の生産量及び山元価格

前年度における特別土地保有税の課税標準額

前年度における事業所税の課税標準額（当該年度において新たに事業所税を課すこととなる市にあつては、当該年度における事業所税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業者給与総額）

前年度の利子割交付金の交付額

前年度の配当割交付金の交付額

前年度の株式等譲渡所得割交付金の交付額

前年度の地方消費税交付金の交付額

当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員

前年度の自動車取得税交付金の交付額

前年度の軽油引取税交付金の交付額

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------|-------------|------------|--------------|--------------|----------|--------------|-----------|-------------|------------------|----------------|------------------|-----------------|----------------|
| 十四 | 軽油引取税交付金 | 八 利子割交付金 | 三 軽自動車税 | 三 市町村たばこ税 | 四 市町村たばこ税 | 五 鉱産税 | 六 特別土地保有税 | 七 事業所税 | 九 配当割交付金 | 十 株式等譲渡所得割交付金 | 十一 地方消費税交付金 | 十二 ゴルフ場利用税交付金 | 十三 自動車取得税交付金 | 十四 軽油引取税交付金 |
|----|----------|-------------|------------|--------------|--------------|----------|--------------|-----------|-------------|------------------|----------------|------------------|-----------------|----------------|

| | | | |
|----------------------------|--|--|--|
| | | | |
| 十二月 | | | |
| 十一月 | | | |
| 十月 | | | |
| 九月 | | | |
| 八月 | | | |
| 七月 | | | |
| 六月 | | | |
| 五月 | | | |
| 四月及び六月 | | | |
| 三月 | | | |
| 二月 | | | |
| 一月 | | | |
| 前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額 | | | |

(交付時期)

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないと認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期

交付時期ごとに交付すべき額

| | |
|-------------|---|
| 十五 地方揮発油譲与税 | 前年度の地方揮発油譲与税の譲与額 |
| 十六 特別とん譲与税 | 前年度の特別とん譲与税の譲与額 |
| 十七 石油ガス譲与税 | 前年度の石油ガス譲与税の譲与額 |
| 十八 自動車重量譲与税 | 前年度の自動車重量譲与税の譲与額 |
| 十九 航空機燃料譲与税 | 前年度の航空機燃料譲与税の譲与額 |
| 二十 市町村交付金 | 国有資産等所在市町村交付金法第七条、第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格 |

三月

前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

- 2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参考しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

- 3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合には、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

- 4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

(交付税の額に関する審査の申立て)

- 第十八条 地方団体は、第十条第四項又は第十五条第四項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、総務大臣に対し審査を申し立てることができる。この場合において、市町村にあつては、当該審査の申立ては、都道府県知事を経由してしなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の審査の申立てを受けた場合においては、その申立てを受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。この場合において、市町村の審査の申立てに係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

(交付税の額の算定に用いる数の錯誤等)

- 第十九条 総務大臣は、第十条第四項の規定により普通交付税の額を通知した後において、又は前条第一項の規定による審査の申

立てを受けた際に、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合（当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度（次項において「交付年度」という。）以降五箇年度内に発見した場合に限る。）で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度において、総務省令で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とすることができる。

2 普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体で、同項の規定を適用しない場合でも当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度の交付税から交付し、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額をこえるときは、当該超過額を限度として、これを返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならない。

3 廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総務省令で特例を設けることができる。

4 地方団体がその提出に係る交付税の算定に用いる資料につき作為を加え、又は虚偽の記載をすることによつて、不当に交付税の交付を受けた場合においては、総務大臣は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分（「超過額」という。以下本項及び次項において同じ。）については、当該事実を発見したとき、直ちに当該超過額を返還させなければならない。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは

、総務大臣は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。

6 総務大臣は、前五項の規定による措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に対し文書をもつて示さなければならない。この場合において、前二項の規定に該当する地方団体は、総務大臣が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

7 地方団体は、第一項から第五項までの場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、総務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

8 総務大臣は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。この場合において、市町村の異議の申出に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

(交付税の額の減額等の意見の聴取)

第二十条 総務大臣は、第十条第三項及び第四項、第十五条第二項から第四項まで並びに前二条に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について意見の聴取をすることができる。

2 総務大臣は、第十条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項の規定による決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 総務大臣は、前項の意見の聴取の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

4 前三項に定めるものを除くほか、意見の聴取の手続その他意見の聴取に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(減額し、又は返還された交付税の額の措置)

第二十条の三 前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。

2 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類の原案を作成しようとするとき。
- 三 第十条又は第十五条の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするとき。
- 四 第十八条第二項の規定により地方団体の審査の申立てについて決定をしようとするとき。
- 五 第十九条第四項の規定により交付税を返還させようとするとき。
- 六 第十九条第八項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により地方団体の異議の申出について決定をしようとするとき。
- 七 第二十条第三項の規定により同条第二項に規定する決定又は処分を取り消し、又は変更しようとするとき。
- 八 第二十条の二第四項の規定により交付税を減額し、又は返還させようとするとき。

○ 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十 一号）（抄）

附 則

(平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十六年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成二十七年度及び平成二十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 三兆四千百一億千七百二十九万八千円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二兆千八百五十億五千九十五万二千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものとの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前

の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の

地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めることにより、その控除前財源不足額とする。

○ 地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四号）（抄）

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同項に次の一号を加える。

八 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この号において「平成二十六年旧法」という。）附則第十二条第一項の規定により平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十六年旧法附則第十二条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部のうち、旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額 千四百八十二億八千三百六十九万八千円

附則第十一条中「及び附則第四条第一項」を「から附則第四条第一項第八号に掲げる額を控除した額及び同項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十八年度における交付等）

2 平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十七年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号口に規定する平成二十七年度当初通常収支分交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十七年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十七年度当初通常収支分交付税額（平成二十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五万六千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号）附則第二項の規定に基づき平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

○ 東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（地方交付税の総額の特例）

第一条 平成二十三年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第四条の規定により算定した額に千二百億円並びに東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体（地方交付税法第二条第二号に規定する地方団体をいう。第六条第一項において同じ。）に対して交付する特別交付税（次条及び第六条第一項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための一兆六千六百三十五億二千五百十二万六千円（第三条から第五条までにおいて「平成二十三年度震災復興特別交付税額」という。）を加算する。

○ 学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）による改正後の学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

第四十九条の五 義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 義務教育学校の後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

○ 学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄）

（学級編制の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

| 学校の種類 | 学級編制の区分 | 一学級の児童又は生徒の数 |
|--|--|-------------------------------|
| 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） | 同学年の児童で編制する学級 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級 | 四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人） |
| 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。） | 同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級 | 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人） |
| 3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。 | 八人 四十人 八人 | 八人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人） |

（小中学校等教職員定数の標準）

第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（学校給食法第六条に規定する施設を含む。）に置くべき教職員の総数（以下「小中学校等教職員定数」という。）は、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

第六条の二 校長の数は、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

第七条 副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教頭及び教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一～五 略

2・3 略

第八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一～三 略

第八条の二 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一～三 略

第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一～四 略

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（借入金）

第十三条 各特別会計においては、借入金の対象となるべき経費（以下「借入金対象経費」という。）が次章に定められている場合において、借入金対象経費を支弁する必要があるときに限り、当該特別会計の負担において、借入金をすることができる。

2 各特別会計における借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

（一時借入金等）

第十五条 各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、当該特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。ただし、融通証券の発行は、次章に当該発行をすることができる旨の定めがある場合に限り、行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

4 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金並びに前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還し、又是返還しなければならない。

5 第一項の規定によるほか、各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、次章に当該特別会計の積立金又は資金に属する現金その他の現金を繰り替えて使用することができる旨の定めがあるときに限り、当該現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、所管大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

6 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

（歳入及び歳出）

第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 地方法人税の収入

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

二 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入

ホ 一時借入金の借換えによる収入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）による地方交付税の交付金をいう。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）による特別とん譲与税の譲与金をいう。）並びにこれらに関する諸費

ロ 一時借入金の利子

ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

二 附属諸費

（一般会計からの繰入れの特例）

第二十四条 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の二十二・三に相当する金

額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(繰越し)

第二十七条 交付税特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

○ 地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（抄）

(業務の範囲)

第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 地方債（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条

の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。）のうち公営企業（主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業をいう。以下同じ。）に係る地方債以外のものの資金の貸付け又は証券発行の方

法による当該地方債の応募

二 公営企業に係る地方債のうちイからヘまでに掲げる事業に係るものとの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

- イ 水道事業
- ロ 交通事業
- ハ 病院事業

二 下水道事業

ホ 公営住宅事業（地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、政令で定める事業

三 地方公共団体の一時借入金のうち公営企業に係る一時借入金以外のものの資金の貸付け

四 公営企業に係る一時借入金のうち第二号イからヘまでに掲げる事業に係るものの資金の貸付け

五 地方公共団体の資金調達に関する調査研究

六 地方公共団体の資金調達に係る事務の受託

七 地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 機構は、前項第一号及び第二号に掲げる業務を行う場合において、当該地方債について地方財政法第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可を得るまでの間において特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。

附 則

（公庫債権金利変動準備金等の帰属）

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 略

②～⑧ 略

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪～⑯ 略

（予算の執行に関する長の調査権等）

第二百二十一条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の

交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第一百五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- 二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- 三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

- 2 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の前項第二号に掲げる法人（この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。
- 3 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の第一項第二号に掲げる法人（前項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団

法人並びに株式会社は、第一項第三号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなす。

4 地方自治法第二百二十二条第三項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

二 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

5 地方自治法第二百二十二条第三項に規定する普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

○ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二百五十条 普通地方公共団体は、地方債を起し並びに起債の方法、利率及び償還の方法を変更しようとするときは、当分の間、政令の定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合において

は、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合

二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けをして土地又は物件を買取するために要する経費の財源とする場合を含む。）

三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公用用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

（公営企業の経営）

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その經理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適當でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(地方債の許可等)

第三十三条の七 平成十七年度までの間ににおける第五条第五号の規定の適用については、同号中「学校その他の文教施設」とあるのは、「普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいざれも標準税率以上である地方公共団体において、学校その他の文教施設」とする。

2 前項に規定する年度までの間、特別区が地方債をもつて同項の規定により読み替えられる第五条第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいざれも標準税率以上である場合でなければならない。

3 第五条の三、第五条の四及び第三十条の三の規定は、第一項に規定する年度までの間、適用しない。

4 第一項に規定する年度までの間、地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の自治省令で定める場合については、この限りでない。

5 自治大臣又は都道府県知事が前項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百五十条の規定によつて許可をした地方債に係る元利償還に要する経費は、平成十八年度以後における第五条の三第四項の規定の適用については、同項に規定する地方債に係る元利償還に要する経費とみなす。

6 第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 略

五 早期健全化基準 財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。

六 略

（財政再生計画の同意）

第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に（市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を通じて総務大臣に）協議し、その同意を求めることができる。

2 総務大臣は、財政再生計画について同意をするかどうかを判断するための基準を定め、これを公表するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。

4 総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 地方公共団体は、第三項の同意を得たときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

6 地方公共団体は、第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る意を得なければならぬ。ただし、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がないときは、事後において、遅滞なく、その変更について総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(市町村が課することができる税目)

第五条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民税
 - 二 固定資産税
 - 三 軽自動車税
 - 四 市町村たばこ税
 - 五 鉱産税
 - 六 特別土地保有税
- 3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。
 - 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
 - 5 指定都市等（第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。
 - 6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
 - 一 都市計画税
 - 二 水利地益税
 - 三 共同施設税
 - 四 宅地開発税
 - 五 国民健康保険税
 - 7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起させて、目的税を課することができる。

（都における普通税の特例）

第七百三十四条 都は、その特別区の存する区域において、普通税として、第四条第二項に掲げるものを課するほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第二項第二号及び第六号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第三章第二節及び第八節の規定を準用する。

2 都は、その特別区の存する区域内において、第一条第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。

- 一 第四条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの
- 二 第四条第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人に対して課するもの

3～5 略

○ 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）（抄）

第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当

、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十一条第一項の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。）

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）

三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

第二条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかに同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担任する者に限る。）並びに定時制の課程の授業を担任する指導教諭、教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）であるものの給料その他の給与、定時制通信教育

手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三條第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第一百九十一号）（抄）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

一 水道事業（簡易水道事業を除く。）

二 工業用水道事業

三 軌道事業

四 自動車運送事業

五 鉄道事業

六 電気事業

七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

○ 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）（抄）

（地方交付税法の適用関係）

第三十九条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条及び附則第八条の規定の適用については、当分の間、同法第十四条第一項中「当該道府県の地方揮発油譲与税」とあるのは「当該道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中

――十三 地方揮発油譲与税

――前年度の地方揮発油譲与税の譲与額

とあるのは

――十三 地方法人特別譲与税

――前年度の地方法人特別譲与税の譲与額

――十三の二 地方揮発油譲与税

――前年度の地方揮発油譲与税の譲与額

と、同法附則第八条中「第十四条第三項」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税、地方法人特別譲与税」と、「――並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは「、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする。